

確認様式

事業所名

算定要件確認表(サービス提供体制強化加算)
【小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護】

(ア)前年度の実績が6月以上ある事業所の場合 ※太枠内の記載をしてください

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計	1月平均		
(1)	従業者(看護師又は准看護師である者を除く※1)の総数														A	
(2)	(1)のうち介護福祉士の総数														B	$\frac{B}{A}$ $\geq 70\%$で加算(Ⅰ) $\geq 50\%$で加算(Ⅱ) $\geq 40\%$で加算(Ⅲ)
(3)	(1)のうち勤続年数が10年以上の介護福祉士の総数														C	$\frac{C}{A}$ $\geq 25\%$で加算(Ⅰ)
(4)	従業者の総数														D	
(5)	(4)のうち常勤職員の総数														E	$\frac{E}{D}$ $\geq 60\%$で加算(Ⅲ)
(6)	(4)のうち勤続年数が7年以上の者の総数														F	$\frac{F}{D}$ $\geq 30\%$で加算(Ⅲ)

(イ)前年度実績が6月に満たない事業所の場合 ※太枠内を記載してください

		月	月	月	合計	1月平均		
(1)	従業者(看護師又は准看護師である者を除く※1)の総数						A	
(2)	(1)のうち介護福祉士の総数						B	$\frac{B}{A}$ $\geq 70\%$で加算(Ⅰ) $\geq 50\%$で加算(Ⅱ) $\geq 40\%$で加算(Ⅲ)
(3)	(1)のうち勤続年数が10年以上の介護福祉士の総数						C	$\frac{C}{A}$ $\geq 25\%$で加算(Ⅰ)
(4)	従業者の総数						D	
(5)	(4)のうち常勤職員の総数						E	$\frac{E}{D}$ $\geq 60\%$で加算(Ⅲ)
(6)	(4)のうち勤続年数が7年以上の者の総数						F	$\frac{F}{D}$ $\geq 30\%$で加算(Ⅲ)

●常勤換算方法による職員数の算定方法

暦月ごとの職員の勤務延時間数を、当該事業所又は施設において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することによって算定するものとし、小数点第2位以下を切り捨てる。
「勤務延時間数」とは、勤務表上、当該事業所又は施設において従事する時間として明確に位置付けられている時間の合計数であり、職員1人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該事業所又は施設において常勤の職員が勤務すべき勤務時間数を上限とする。

※1 看護小規模多機能型居宅介護にあつては、「保健師、看護師又は准看護師である者を除く。」と読み替えるものとする。

備考:従業者とは、小規模多機能型居宅介護における小規模多機能型居宅介護従業者、看護小規模多機能型居宅介護における看護小規模多機能型居宅介護従業者をいう。

- ・(1)～(6)については、**全て常勤換算値**により記入してください。
- ・職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く)の平均を用います。
- ・前年度の実績が6月に満たない事業所(新規の事業所、又は再開した事業所を含む)については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。
- ・前年度の実績が6月以上11月未満の場合は1月平均について手入力してください。